

○神奈川県建築基準法施行細則新旧対照表

新	旧
<p>(長屋の構造等の基準等)</p> <p>第12条の3 条例第20条第1項の知事が別に定める基準は、防火地域以外の区域内にある建築物にあつては次に掲げるものとし、防火地域及び準防火地域以外の区域内にある建築物にあつては第1号及び第2号に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の周囲(開口部(居室に設けられたものに限る。)がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。)に幅員が3メートル以上の通路(敷地の接する道まで達するものに限る。)が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する構造方法を用いるものが、防火上有効に設けられていること。</u></p> <p><u>(ア) 準耐火構造の床又は壁に用いる構造方法</u></p> <p><u>(イ) 防火構造に用いる構造方法</u></p> <p><u>(ウ) 政令第109条の3第2号ハ又は第115条の2第1項第4号に規定する構造に用いる構造方法</u></p> <p><u>(エ) 不燃材料で造ること。</u></p> <p>(3) 3階の各戸(各戸の階数が2以上であるものにあつては、2階以下の階の部分を含む。)の外壁の開口部及び当該各戸以外の部分に面する開口部(外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から90センチメートル未満の部分に当該各戸以外の部分の開口部がないもの又は当該各戸以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等(ひさし、袖壁その他これらに類するもので、前号ウに規定する構造方法を用いるものをいう。)で防火上有効に遮られているものを除く。)に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。</p> <p><u>2 条例第20条第1項の知事が別に定める構造方法は、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第4第1号イに掲げるものとする。</u></p>	<p>(長屋の構造等の基準)</p> <p>第12条の3 条例第20条第1項の知事が別に定める基準は、防火地域以外の区域内にある建築物にあつては次に掲げるものとし、防火地域及び準防火地域以外の区域内にある建築物にあつては第1号及び第2号に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の周囲(開口部(居室に設けられたものに限る。)がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。)に幅員が3メートル以上の通路(敷地の接する道まで達するものに限る。)が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)に掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>(3) 3階の各戸(各戸の階数が2以上であるものにあつては、2階以下の階の部分を含む。)の外壁の開口部及び当該各戸以外の部分に面する開口部(外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から90センチメートル未満の部分に当該各戸以外の部分の開口部がないもの又は当該各戸以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等(ひさし、袖壁その他これらに類するもので、その構造が、<u>政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)に規定する構造であるものをいう。</u>)で防火上有効に遮られているものを除く。)に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。</p> <p>(新設)</p>